

(業務報告書雛形)

第何期業務報告書

年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也

府 市 町

何 何 何 番地

県 郡 村

何無尽株式会社

取締役 氏

取締役 氏

取締役 氏

、 、 、

名 名 名 、

金融庁長官 殿

目次

一 第何期事業況書

二 第何期末貸借対照表

三 第何期損益計算書

四 第何期株主資本等変動計算書

備考

一 指名委員会等設置会社ニ在リテハ提出者欄ノ「取締役」ヲ「執行役」ニ改メテ記載スベシ第一条第一項ノ免許申請書又ハ法第三十五
条ノ二ノ四ノ規定及ビ第二十三条第一項第三号又ハ第四号ノ規定ニ因ル届出書ニ旧氏及ビ名ヲ併セテ記載シ提出シタル者ニ就テハ其ノ
書類ニ記載シタル当該旧氏及ビ名ヲ変更スル旨ヲ届ケ出ルマデノ間提出者欄ニ当該旧氏及ビ名ヲ括弧書ニテ併セテ記載シ又ハ当該旧氏
及ビ名ノミヲ記載スルコトヲ得

二 本報告書雛形記載以外ノ勘定アルトキハ其ノ性質最モ近似セルモノノ例ニ準ジ別ニ項目ヲ設ケ適當ノ場所ニコレヲ記載スベシ

三 本報告書ハ之ヲ横書シ数字ハ亜拉比亜数字ヲ用フルコトヲ得

四 無尽業以外ノ他業ヲ兼営スル無尽会社ニ在リテハ其ノ事業ニ属スル勘定ヲモ記載スベシ

一 第何期 自 年 月 日 至 年 月 日 事業概況書

何無尽株式会社

計	折衷式	大阪式	東京式	区分		現前期高末	当期増加高	当期減少高	現当高末
				数	口				
				金額					
				金額	新規契約高				
					欠口補				
				計					
				金額	満期契約高				
					解約高				
				計					
				数	口				
				金額					

（契約満期ニシテ取引未了ノモノアル場合ニ於テハ前期末現在高及当期末現在高ノ桁ニハ之ヲ算入セザルモノトス）

二 当期末現在無尽契約及掛金ノ状況

種 類 別		額		期 間 給 付 金			
計	小 計			円	年	組 数	
					</		

（本表ハ東京式、大阪式、折衷式ニ区分シ、各々期間ノ長キモノヨリ同一種類ノ無尽毎ニ其ノ合計額ヲ記載シ且東京式、大阪式、折衷式毎ニ小計ヲ附スベシ）

(欠口数ノ桁ニハ給付口欠口数ヲ内書スベシ)

(給付高ノ桁ニハ入札ノ場合ニ於テモ契約給付金額ヲ掲グベシ)

(給付金ノ銷却高及期限未経過給付口掛金受入済金額ハ給付口期限経過受入済高ノ桁ニ、期限未経過未給付口掛金受入済金額ハ期限経過受入済高ノ桁ニソレゾレ合算計上シ内書スルコト)

(支店ハ本店ノ次ニ店別ニ準ジ列記シ且本支店ノ合計ヲ附スベシ)

(契約満期ニシテ取引未了ノモノガアル場合ニ未了口ノミヲ各組毎ニ本表ノ末尾ニ本表ニ準ジ記載シ且満期年月日ヲ欄外ニ記載スベシ)

三 当期末現在無尽給付金契約高期間別

期 間 別	組 数	口 数	給 付 金 契 約 高
一 年 迄			円
二 年 迄			
三 年 迄			
四 年 迄			
五 年 迄			
計			

(五年超過ノモノニ在リテハ一年毎ニ右ノ例ニ準ジ掲グベシ)

(満会無尽ニシテ取引未了ノモノアル場合ハ未了口ノミヲ外書スベシ)

四 当期末現在無尽給付金契約高給付金額別

給 付 金 額 別	組 数	口 数	給 付 金 契 約 高
一 万 円 迄			円
三 万 円 迄			
五 万 円 迄			
十 万 円 迄			
計			

(契約満期ニシテ取引未了ノモノアル場合ハ未了口ノミヲ外書スベシ)

六 当期末現在無尽給付金契約高地域別
(満會無尽ニシテ取引未了ノモノアル場合ハ未了口ノミヲ外書スベシ)

六 当期末現在無尽給付金契約高地域別

(満會無尽ニシテ取引未了ノモノアル場合ハ未了口ノミヲ外書スベシ)

一 無尽給付金

種 類	国 債	地 方 債	債 券	株 式	外 国 証 券	田 畑	宅 地	建 物	、 、 、 、	計	保 証	合 計
評 価	円											
額												
当 期 末 現 在 給 付 口 掛 金	円											

(ロ) 当期末現在無尽給付金担保別

前期繰越高	円											
当期増加高	円											
当期減少高	円											
当期銷却高	円											
当期末現在高	円											
同上口数	口											

(イ) 当期間ニ於ケル増減

二 無尽掛金

円	前期繰越高
	当期増加高
円	当期減少高
	当期解約返戻確定高
円	当期末現在高
	同上口数 口

三 入札差金

円	前期繰越高
	当期増加高
円	当期減少高
	当期末現在高

四 解約返戻金

円	前期繰越高
	当期増加高
円	当期減少高
	当期末現在高

五 削除
六 給付補填備金

円	前期繰越高
	当期増加高
円	当期減少高
	当期末現在高

第八項ノ二 給付財産勘定
一 給付財産

(イ) 当期間ニ於ケル増減

円	前期繰越高	円	当期増加高	円	当期減少高	円	当期価額引銷上却高	円	当期末現在高

(ロ) 当期末現在給付財産種類内訳

種 類	数 量	価 額
建 物	何 何 平方 メ ートル 棟	円
土 地	何 平方 メ ートル	
、		
計		

二 給付財産取得費

円	前期繰越高	円	当期増加高	円	当期減少高	円	当期銷却高	円	当期末現在高

三 給付原材料

(イ) 当期間ニ於ケル増減

第九項 削除
第十項 削除

円	前期繰越高	円	当期増加高	円	当期減少高	円	当期末現在高

五 給付関係未払金

円	前期繰越高	円	当期増加高	円	当期減少高	円	当期末現在高

四 給付価額超過金

計	セメン ト	木 材	種 類	数	量	価 額
		何立方メートル				円
		珪				

(ロ) 当期末現在給付原材料種類内訳

円	前期繰越高	円	当期増加高	円	当期減少高	円	当期価額引銷却高	円	当期末現在高

第十一項 削除

第十一ノ二項 削除

第十二項
刪除

第十三項 削除

第十四項 削除

第十五項 營業用土地建物什器

一 当期間ニ於ケル増減

円	前期繰越高
円	当期増加高
円	当期減少高
円	当期価額銷却高
円	当期末現在高

二 当期末現在高内訳

種 類	数 量	価 額
土 地	何 平 方 メ ー ト ル	円
建 物	何 何 平 方 メ ー ト ル 棟	
什 器	何 点	
計		

第十五項ノ二
削除

第十六項
刪除

第十七項
刪除

第十八項 当期末現在株主及其ノ持株数

何株式（何円払込済）	株			計
何株式（何円払込済）	株			計
合 計	株			
住 所				
氏 名	何 某	、	、	

（所有株式数五十株ニ滿タザル株主ニ付テハ其ノ人員数及持株総数ノ記載ニ止ムルコトヲ得）

（株主ノ住所ハ町村名ノ程度ニ止ムルコトヲ得）

（本項ハ之ヲ別表ニ記載スルコトヲ得）

二 第何期末(年 月 日現在)貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		無 尽 掛 金	
現 金		給 付 口 掛 金	
預 け 金		未 給 付 口 掛 金	
無 尽 給 付 金		解 約 口 掛 金	
貸 付 金		入 札 差 金	
掛 金 限 度 貸 付		給 付 補 填 備 金	
超 過 金 限 度 貸 付		給 付 関 係 未 払 金	
給 付 財 産		借 入 金	
そ の 他 資 産		代 理 所 借	
未 収 収 益		そ の 他 負 債	
そ の 他 の 資 産		納 税 充 当 金	
有 形 固 定 資 産		未 払 費 用	
建 物		前 受 収 益	
土 地		リ ー ス 債 務	
リ ー ス 資 産		資 産 除 去 債 務	
建 設 仮 勘 定		そ の 他 の 負 債	
その他の有形固定資産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
ソ フ ト ウ ェ ア		退 職 給 付 引 当 金	
の れ ん		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
リ ー ス 資 産		繰 延 税 金 負 債	
その他の無形固定資産		負債の部合計	
前 払 年 金 費 用		(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産		資 本 金	
貸 倒 引 当 金	△	新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		〇 〇 積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		、 、 、	

		株 主 資 本 合 計	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)

貸倒引当金の内訳	一般貸倒引当金	円
	個別貸倒引当金	円

- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ リース取引の処理方法
- ⑦ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑧ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等

の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (9) 親会社株式の金額
- (10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (12) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)
- (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
- (16) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (18) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株当たりの純資産額(銭単位)
 - ② 無尽会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- (19) 会社計算規則第158条に規定する額(同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (20) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項
- (22) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22ま

- で、第8条の25、第56条、及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
- (23) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24、及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
- (24) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

三 第何期 $\left[\begin{array}{ccccc} \text{自} & \text{年} & \text{月} & \text{日} \\ \text{至} & \text{年} & \text{月} & \text{日} \end{array} \right]$ 損益計算書

科 目					金 額		
					円		
経 常 収 益					×	×	×
無 尽 利 益 金					×	×	×
入 札 差 金 益					×	×	×
解 約 手 数 料					×	×	×
給 付 差 益					×	×	×
貸 付 金 利 息					×	×	×
預 け 金 利 息					×	×	×
受 入 手 数 料					×	×	×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益					×	×	×
償 却 債 権 取 立 益					×	×	×
そ の 他 の 経 常 収 益					×	×	×
経 常 費 用						×	×
給 付 補 填 備 金 繰 入 額					×	×	×
先 掛 割 引 料					×	×	×
借 入 金 利 息					×	×	×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額					×	×	×
営 業 経 費					×	×	×
給 付 金 償 却					×	×	×
そ の 他 の 経 常 費 用					×	×	×
経常利益（又は経常損失）						×	×
特 別 利 益						×	×
固 定 資 産 処 分 益					×	×	×

負ののれん発生益	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失					×	×
固定資産処分損	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失)					×	×
法人税、住民税及び事業税	×	×	×			
法人税等調整額	×	×	×			
法人税等合計					×	×
当期純利益(又は当期純損失)					×	×

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 8 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権

その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)

- (2) 無尽会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

四 第何期 $\left(\begin{array}{c} \text{自} \\ \text{至} \end{array} \begin{array}{c} \text{年} \\ \text{年} \end{array} \begin{array}{c} \text{月} \\ \text{月} \end{array} \begin{array}{c} \text{日} \\ \text{日} \end{array} \right)$ 株主資本等変動計算書

(単位：円)

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
						××積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××
当期変動額											
新株の発行	××	××		××						××	××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××	△××
当期純利益							××	××		××	××
自己株式の処分									××	××	××
・・・・・・・・											××
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 4 資本剰余金、利益剰余金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 5 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。